

ゆくはし

がんばる[👏] ゆくはしのボランティア

その3 介助ボランティアひまわり



バス研修での集合写真。皆さん笑顔が素敵です。

こんにちは、介助ボランティアひまわりです。私たちは出会い、ふれ合い、助け合い、支え愛をテーマに活動を続け20年が経過しました。現在会員16人（男性9、女性7）が普段の活動や、毎月第1土曜日の朝10時からウイズゆくはし2階のボランティアルームで定例会を行い、会員の親睦を密にしています。



視覚障害者のガイド風景。周囲の安全に気を付けて介助します。

主な活動は行橋市介護保険課が行っている「あそびり村」利用者（身体に障害を持たれている方）のバス送迎介助、卓球バレー、パソコン、カラオケ、将棋、オセロなど各教室 indoor の介助です。また、行



10月に地域ケア複合センターで行われた「小さな親切」実行章の伝達式。

橋市身体障害者福祉協会が主催する行事での介助や、行橋市社会福祉協議会の行事にも参加しています。

ボランティアに取り組む会員の意欲と実行力が高く評価され、昨年9月に「小さな親切」運動本部より「小さな親切」実行章を受章しました。

あなたも、ボランティアに参加してみませんか、会員一同お待ちしております。

今回は
行橋市花とみどりの会
をご紹介します。

INDEX

県知事、県議会議員選挙	2
国民健康保険証が変わります	4
ゆくゆく information	6
行橋市職員の給与	14

下水道供用区域が拡大されます	17
環境課からのお知らせ	18
情報&スポーツ	20
ゆっくレタス	23

県知事、県議会議員選挙

【選挙人名簿の縦覧】

選挙人名簿に新しく登録された方が、選挙人名簿からもれていないか、記載が間違っていないか、縦覧日に確認することができます。

■期日

- ・ 県知事選挙
3月26日(木)
- ・ 県議会議員一般選挙
4月3日(金)

■時間

8時30分～17時

■場所

市選挙管理委員会事務局
(市役所5階)

【入場券は大切に！】

棄権をなくし、投票所の入場整理をスムーズに行うため、投票所入場券(ハガキ)を3月24日ごろから順次郵送します。ただし、3月20日以降に市内転居をされた方は、前住所を対象にした投票所となっています。

もし入場券をなくしたり、届いていない場合は、身分を証明できる書類(免許証・保険証等)と印鑑を持って投票所の受付係にお申出ください。

【代理投票】

体の不自由な方、文字が読めない方などは、投票所の係員にお申出ください。

【点字投票】

目が不自由で、点字投票する方は、投票所の係員にお申出ください。

【県内で住所を移した場合の投票】

県内の旧住所地の選挙人名簿に登録されている方が、引き続き県内の他の市町村に1回だけ住所を移し、まだ新住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、次の手続きによって投票することができます。ただし、福岡県知事選挙および福岡県議会議員一般選挙のいずれの場合もあらかじめ市区町村の窓口で、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けておく必要があります。なお、この証明書はいずれの市町村においても申請できません。※市区町村の窓口は通常土・日曜日は閉庁しています。事前に確認ください。

4月12日(日)

7時～20時

これからの福岡県のために
私たちができる第一歩。

投票は

市長賞(小学生の部)
今元小学校5年
原田杏瞳依さん



【期日前投票】

4月12日の投票日に仕事や旅行などの用務が見込まれる方は事前に期日前投票ができます。

■期間

- ・ 県知事選挙
3月27日(金)～
4月11日(土)
- ・ 県議会議員一般選挙
4月4日(土)～
4月11日(土)

■時間

8時30分～20時

■場所

市役所5階会議室

★投票所入場券が届いていれば、投票の際に必ずお持ちください。

期日前投票は、受付の際に、当日投票できない旨の「宣誓書」を提出していただきます。この宣誓書は、昨年からの投票所入場券に印刷されています。ご本人がこの宣誓書に必要な事項を記入して期日前投票の受付に提出してください。

※投票日当日に投票される方は記入する必要はありません。

1. 投票日当日に投票する場合

◇持ってくるもの

- ・ 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」
- ・ 投票所入場券

◇場所 旧住所地の投票所

2. 期日前投票をする場合

◇持ってくるもの

- ・ 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」
- ・ 投票所入場券

◇場所 旧住所地の期日前投票所

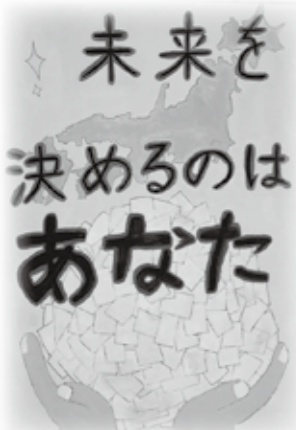
もし入場券をなくしたり、届いていない場合は、旧住所地の選挙管理委員会にお問合せください。

※県知事は3月27日(金)から、県議会議員は4月4日(土)から期日前投票ができます。

市長賞(中学生の部)

中京中学校3年

宮下華穂さん



【不在者投票】

仕事や旅行などで、選挙期間中、行橋市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

不在者投票をする場合、選挙管理委員会へ交付する「不在者投票請求書・宣誓書」に必要な事項を記入し、行橋市選挙管理委員会に直接または郵便などで投票用紙など必要書類を請求します。その後、行橋市選挙管理委員会から投票用紙などを郵送します。このため、何も書かないでそのまま投票する市区町村の選挙管理委員会へ持って行き、不在者投票をしてください。投票後、投票用紙は行橋市選挙管理委員会に郵送されます。

※この方法は、郵便での日数がかかりますので、早めに請求し、投票してください。

なお、不在者投票は4月11日(土)までですが、不在者投票ができる場所・日時は、投票する市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。

【郵便投票ができる方】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方または、要介護者で、次の事項に該当する場合は郵便で投票できます。

●身体障害者は、

- ① 両下肢、体幹、移動機能障害が
- ② 一級の方
- ③ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、または直腸、小腸の障害で一、二級の方
- ④ 小腸、小腸および肝臓の障害が特別、第一～第三各項目の方。

●戦傷病者は、

- ① 両下肢、体幹障害が特別、第一、第二各項目の方
- ② 心臓、じん臓、ぼうこうまたは呼吸器、直腸、小腸および肝臓の障害が特別、第一～第三各項目の方。

●要介護者は、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5である方。

●郵便投票は郵便投票証明書がないと、投票できません。この証明書の交付は日数がかかりますので、早めに市選挙管理委員会に手帳を添えて申請してください。

すでに同証明書の交付を受けている方は、投票日の4日前の17時までに市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

【問合せ】

行橋市選挙管理委員会 Tel 25-1111 (内線 1520、1521)

ピンク色に変わります

新しい保険証は 簡易書留で届きます

4月1日から国民健康保険被保険者証が、**ピンク色**へと変わります。新しい保険証は、3月11日（土）から簡易書留で全員分を**世帯主**あてに郵送していただきますので、次の点にご注意ください。

◇簡易書留郵便とは、普通郵便のように郵便物を各家庭の郵便受けに入れるのではなく、郵便局の配達員が手渡しする方法です。受取人の**受領印**が必要です。

◇配達時に不在の場合は、配達員が不在通知書を置いていきますので、次のいずれかの方法で保険証を受け取ってください。

・都合のいい日時に再配達を希望する郵便局で直接受け取る
詳細は、不在通知書でご確認ください。

◇不在通知書を受けた後、郵便局への連絡が遅れるなどして保管期間が過ぎた場合、保険証は市役所に返送されます。次のものを持って、市国民健康保険係（市役所東棟1階）での受け取りをお願いします。

①身分が確認できるもの（免許証、通帳等） ②印鑑（認印）

高額な外来診療を受ける方へ 便利な制度

高額な外来診療を受けたときでも、**限度額適用認定証等**（※1参照）を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払い（保険適用分）が一定の金額にとどめられます。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても、同様の取扱いを受けることができます。

【限度額適用認定証等の申請】

限度額適用認定証等は、市役所での事前の申請により、交付を受けます。限度額適用認定証等の適用は、申請月の1日まで遡ります。

ただし、70歳未満の国民健康保険の加入者については、国民健康保険税の滞納がない世帯が交付対象です。

●申請に必要なもの

- ①国民健康保険にご加入の方
 - ・国民健康保険被保険者証
 - ・世帯主の認印
- ②後期高齢者医療にご加入の方
 - ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・届出に来る方の認印



新しい保険証が お手元に届いたら

古い保険証（みどり色）は4月1日以降使用できません。各自で処分してください。

国民健康保険税の支払いが遅れている方には、短期保険証、資格証明書（10割負担後、償還手続きを要する証）が送られる場合があります。平成27年度国民健康保険税の納付書は、7月に送付します。

マル学をお持ちの方は 手続きをお忘れなく

住民票が他市町村にある学生（親の住所地から離れて暮らしている学生）のための保険証「マル学」は、毎年申請が必要です。次のとおり必要な書類を用意し、申請してください。

“マル学”申請に必要なもの	
更新の方	新年度の在学証明書 印鑑（認印） 手続きに来る方の身分証明書
新規の方	在学証明書 住所地の住民票 印鑑（認印） 手続きに来る方の身分証明書
卒業・退学した方	卒業・退学証明 印鑑（認印） 保険証 手続きに来る方の身分証明書

75歳以上の方の 保険証は 変わりません

【75歳以上の方】

75歳以上の方は国民健康保険ではなく、後期高齢者医療制度に加入しています。後期高齢者医療制度の保険証（みず色）は、平成27年7月31日まで引き続き使用できますので、**4月1日の更新はありません。**

【もうすぐ75歳を迎える方】

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に変わりますが、誕生日からお使いいただく保険証が誕生月の前月に郵送で届きます。加入の手続きは不要です。病院では、後期高齢者医療制度の保険証（みず色）のみで受診できます。

なお、これまで使っていた国民健康保険被保険者証や高齢受給者証は必要なくなります。



【一部負担金の免除】

医療費の一部負担金を、原則として3カ月以内の期間で免除します。1カ月単位の更新制で行い、免除のみで減額はありせん。

【一部負担金の徴収猶予】

医療費の一部負担金を6カ月以内に納付できる見込みがある世帯について、6カ月以内の期間に限り徴収猶予します。

【免除・徴収猶予の対象となる世帯】

- ①震災・風水害・火災などの災害によって死亡、障害者となった世帯の方、または資産に重大な損害を受けた世帯の方
- ②天災による農作物の不作、不漁等の理由により収入が著しく減少し、入院療養を受ける被保険者のいる世帯の方
- ③事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少し、入院療養を受ける被保険者のいる世帯の方

国民健康保険一部負担金の 減免および徴収猶予

この制度は、災害や事業の休廃止、失業等による収入の減少で一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払が困難なとき、一部負担金（病院等で患者が支払う医療費）を減免または徴収猶予するものです（国民健康保険法第44条）。



※一部負担金減免申請の段階で、ご家族全員の収入状況や預貯金等の資産保有状況について調査させていただきます。一部負担金の支払が一時的に困難であると市で認める世帯が対象になります。

※一部負担金減免の申請・相談等については、お問合せください。

平成 27 年度第 1 回 市民学芸員と歩くゆくはし探訪「歴史の宝庫 ゆくはしの海辺を歩く」の巻 参加者募集!

●問合せ 行橋市歴史資料館 TEL 25 - 3133

- ◇ 行き先および行程
① 稲童1号掩体壕ほか稲童に残る戦争遺跡を歩く
② 稲童古墳群見学
③ 片山邸の牡丹園(昼食)
④ 葦島の史跡を歩く
⑤ 菅原神社・水軍井戸など
⑥ 行橋市歴史資料館
(稲童古墳群出土遺物見学)

古くから政治的にも文化的にも発展してきた京都平野の、特に周防灘沿岸の地域は、古代の稲童古墳群をはじめ、中世の寺社や近代の戦争遺跡などが集まっており、ゆくはしの歴史の宝庫といえます。
今回の探訪では、稲童1号掩体壕に代表される稲童地区の戦争遺跡や国内でも有数の史跡である稲童古墳群、また近年県内外からも見学者が訪れる片山邸の牡丹園、そして中世の遺跡が多く残る葦島を巡り、ゆくはしの歴史を学びたいと思います。コースの中で約4kmを歩く行程があります。



菅原神社



稲童1号掩体壕

- ◇ 日時 4月26日(日) 10時~16時30分
◇ 定員 64人(申込多数の場合は抽選)
◇ 参加費 2000円(特製弁当・資料代・保険料・見学料などを含む)
◇ 申込方法 住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、3月25日(水)までに、ハガキでお申込みください(当日消印有効)。
※ハガキ1枚につき、1人のみの申込みをお願いします。
◇ コース 「行橋市さくらMAP」に沿って行橋市中心部を歩くコース(距離およそ5・86km)
◇ 参加資格 ①「行橋市さくらMAP」コース(距離およそ5・86km)を制限時間内に完歩する自信のある健康な方
②本イベントの注意事項やコース上の交通ルールを順守できる方
◇ 参加費 1000円(保険料含む)
※参加当日にお支払いください。

学校給食調理員(臨時職員)を募集します!

●問合せ 市教育委員会学校給食課 給食係 TEL 25 - 1111 (内線1348)

- 行橋市では、学校給食の調理業務に携わる臨時職員の募集を行います。多くの方のご応募お待ちしております。
◇ 応募資格 ①平成27年4月1日時点で65歳未満の方
②学校給食業務に理解と熱意がある方
③年間を通じて職務に従事でき、健康である方
④行橋市防災食育センターに通勤可能な方
◇ 募集人数 若干名
◇ 雇用期間 平成27年4月1日~平成28年3月31日(期間更新制度あり)
◇ 賃金・各種保険 日額6200円、社会保険・雇用保険に加入
◇ 勤務地 行橋市防災食育センター(行橋市東大橋6・8・1)
◇ 勤務時間 原則平日8時~16時30分
※学校休業日(夏休み等)を除く
◇ 応募方法 3月16日(月)~27日(金)に、市販の履歴書(写真付)を持参または郵送にてお申込みください。郵送の場合は3月27日(金)必着です。
選考は、面接を行います。面接日時・場所については、後日ご連絡します。
【申込先】〒824・8601 行橋市中央1・1・1 市教育委員会学校給食課 給食係

「第1回さくらウォーク」参加者募集!

●問合せ 行橋市観光協会事務局(市商業観光課内) TEL 25 - 1111 (内線1221)

- 行橋市中心市街地には、古くから市民に愛される桜の名所が数多くあり、行橋市観光協会では、これらの名所を歩く「行橋市さくらMAP」を作成しています。この度、この「行橋市さくらMAP」をもとに、さくらの名所を巡るウォーキングイベントを開催します。
◇ 開催日時 4月5日(日) 11時30分~15時
(JR行橋駅東口スタート・ゴール)
※受付は12時30分まで。受付後各自スタート
※雨天決行
◇ コース 「行橋市さくらMAP」に沿って行橋市中心部を歩くコース(距離およそ5・86km)
※「行橋市さくらMAP」は、行橋市役所商業観光課およびJR行橋駅観光物産情報コーナー等で配布しています。
◇ 参加資格 ①「行橋市さくらMAP」コース(距離およそ5・86km)を制限時間内に完歩する自信のある健康な方
②本イベントの注意事項やコース上の交通ルールを順守できる方
◇ 参加費 1000円(保険料含む)
※参加当日にお支払いください。



行橋の桜の名所をいっしょに歩きますか?



- ◇ 定員 200人
◇ 申込期間 3月16日(月)~30日(月) 必着
※定員になり次第、受付終了
◇ 申込方法 参加申込書にご記入の上、FAX、郵送、直接持参のいずれかの方法でお申込みください。参加申込書は、①市ホームページからダウンロードしていただくか、②市商業観光課(東棟2階) または行橋市観光物産情報コーナー(JR行橋駅内)にて配布しています。
【申込先】〒824・8601 行橋市中央1・1・1 市商業観光課内行橋市観光協会事務局 TEL 25・1111 (内線1221) FAX 25・7817

行橋市職員公益通報制度の運用状況をお知らせします

行橋市職員公益通報制度実施要綱第15条の規定により、平成25年度の運用状況を次のとおり公表します。
平成27年3月16日 行橋市長 田中 純

Table with 4 columns: 実施機関, 通報件数, 通報の内容, 是正措置等の概要. Row 1: 市長事務局, 0, (blank), (blank)

その他の実施機関においても、通報はありませんでした。

一公益通報制度とは一

行政運営上の職員の行為の中で、違法な行為または違法性の高い行為に関し職員が知り得た情報を、不正の目的ではなく、不正防止のために内部通報を行った場合に、通報したことを理由とする不利益な取扱いから通報職員を保護すると同時に、組織として自浄作用向上を図るための制度です(行橋市では平成18年7月からこの制度を導入しました)。

■問合せ: 市総務課 職員係 内線 1433・1434

平成27年度 固定資産課税台帳等 縦覧・閲覧 がはじまります

●問合せ 市税務課 固定資産税係
TEL 25-1111 (内線 1137)

- ◆ **必要なもの**
本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状、借地・借家人等利害関係人の場合には賃借物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類
- ◆ **縦覧（他の帳簿も見て比較できる）**
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿
- ◆ **縦覧できる人**
土地・家屋の固定資産税の納税者または納税管理人、同居の家族、委任状を有する代理人
- ◆ **必要なもの**
本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状
※ご家族でも同居の方以外は委任状が必要です。
- ◆ **縦覧（自分の帳簿のみ見れる）**
固定資産税課税台帳（名寄せ帳）
- ◆ **閲覧できる人**
固定資産税の納税義務者または納税管理人、同居の家族、委任状を有する代理人、借地・借家人等の利害関係者（該当部分のみ閲覧）

軽自動車等の廃車や変更は4月1日までに手続きを！

●問合せ 市税務課 計画管理係
TEL 25-1111 (内線 1134)

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付き自転車や軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等を所有している人に課税されます。

バイク・軽自動車等を廃車したり、他人に譲ったり、または住所に変更があった場合には手続きが必要です。手続きをしなければ、引き続き軽自動車税が課税されたり、納税通知書が変更住所に送られるなど、支障をきたすことがあります。登録事項に変更があった場合は、4月1日までに、所定の窓口にて変更をしてください。なお、軽自動車税は、月割課税制度がありませんので、年度の途中（4月2日以降）に廃車や名義変更をしても、税金は戻りませんのでご注意ください。

また、4月1日までに廃車手続きをされた場合は課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについては1年分の税金が課税されます。使用していない場合でも、標識（プレート）を返納されないかぎり、課税されますのでご注意ください。

● **納税義務者について**
納税義務者とは、4月1日現在の軽自動車等の所有者です。
・4月1日に取得した車両については課税されます。
・4月1日までに抹消の届出が受理された車両については課税されません。



【廃車・名義変更手続き先】

バイク（125cc以下）・農機具等
市税務課 Tel 25-1111 (内線 1134)
バイク（125ccを超え 250cc以下）
軽自動車協会連合会 Tel 093-474-5025
バイク等（250ccを超えるもの）
九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 Tel 050-5540-2079
軽自動車
軽自動車検査協会 Tel 050-3816-1751 行橋京都自家用自動車協会 Tel 23-0850

- **軽自動車税の減免について**
心身に障がいのある方および同居のご家族が介護のために使用する軽自動車は、税金が免除される場合があります。
- ◆ **手続きに必要なもの**
身体障害者手帳、療育手帳、戦傷者手帳、精神障害者保健福祉手帳、車検証、運転免許証、印鑑
- ◆ **受付期間**
5月25日（月）まで
（納付期限の1週間前まで）
- ◆ **申請場所**
市税務課 計画管理係
（市役所東棟1階①番窓口）
※期間間近になると窓口が混雑しますので、早めの手続きをお願いします。

市営住宅（行事北団地）入居者を募集します

●問合せ 市都市政策課 住宅管理係
TEL 25-1111 (内線 1321)

- 車** 椅子用住宅の募集を行います。入居者は、応募者の中から抽選で入居予定順位を決定します。
- ◆ **入居募集住宅**
行事北団地（車椅子用住宅）
 - ◆ **募集戸数**
1戸
 - ◆ **申込受付期間**
4月1日（水）～14日（火）
 - ◆ **申込受付場所**
市都市政策課 住宅管理係（西棟3階）
 - ◆ **抽選日時・場所**
応募者には後日通知します。
 - ◆ **入居決定**
抽選順位の上位の方から入居案内を行い、辞退者が出た場合はその次の順位の方に紹介します。
 - ◆ **申込資格**
①市内に住所または勤務場所を有する方。
②所得基準に合つ方。
同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む）の収入を含め、諸控除後の月額が214,000円
 - ◆ **入居募集住宅**
以下であることが必要です。1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。
※ **所得は、収入とは異なります。所得証明書でご確認ください。**
③現在住宅に困窮している方。
※ **公営住宅（県営・市営・町営・村営）の使用名義人は申込みできません。**
④過去に市営住宅に入居していた方で、不正な使用をしたことがない方。
⑤共同生活を円滑に営むことができる方。
⑥入居名義人は成年者（20歳未満の既婚者を含む）であることが必要です。
※ **単身で申込みをすることができません。**ただし、常時介護を必要としない人（日常生活動作がすべて可能で、かつ自炊ができる程度に健康）であること。
⑦税の滞納がないこと。
⑧常時車椅子の使用を必要とする、身体障害者手帳2級以上の交付を受けている方またはその方を含む世帯。
⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員でないこと」。

三輪・四輪以上の軽自動車税の税率が変更になります

●問合せ 市税務課 計画管理係
TEL 25-1111 (内線 1134)

車種区分	税率（年額）				
	平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以降に登録	初期登録から13年経過した車両		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

地 方税法の改正（平成26年3月）に伴い、軽自動車税の税率変更がおこなわれます。三輪・四輪以上の軽自動車税の税率は左表のとおりです。

平成27年3月31日以前に新規登録済みの際は現行①が、平成27年4月1日以降に新規登録の際は新税率②が適用となります。また、平成28年4月1日時点で新規登録から13年を経過している車両については、平成28年度から重課税率③が適用となります。

※燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車に関しては、重課税率対象外です。

【重要】行橋市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について

平成 26 年度行橋市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種は、平成 27 年 3 月 31 日（火）までです。これを過ぎると、対象者が変わり、平成 26 年度の対象の方は対象から外れますのでご注意ください。

平成 26 年度

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種対象者

※下記の生年月日の方は、

平成 27 年 3 月 31 日（火）までになります。

年齢	生年月日
65 歳	昭和 24 年 4 月 2 日 ~ 昭和 25 年 4 月 1 日
70 歳	昭和 19 年 4 月 2 日 ~ 昭和 20 年 4 月 1 日
75 歳	昭和 14 年 4 月 2 日 ~ 昭和 15 年 4 月 1 日
80 歳	昭和 9 年 4 月 2 日 ~ 昭和 10 年 4 月 1 日
85 歳	昭和 4 年 4 月 2 日 ~ 昭和 5 年 4 月 1 日
90 歳	大正 13 年 4 月 2 日 ~ 大正 14 年 4 月 1 日
95 歳	大正 8 年 4 月 2 日 ~ 大正 9 年 4 月 1 日
100 歳	大正 3 年 4 月 2 日 ~ 大正 4 年 4 月 1 日
101 歳以上	大正 3 年 4 月 1 日以前の生まれの方



平成 27 年 4 月 1 日から対象者が下記の生年月日に変更になります！

平成 27 年度

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種対象者

実施期間

平成 27 年 4 月 1 日（水）～平成 28 年 3 月 31 日（木）

年齢	生年月日
65 歳	昭和 25 年 4 月 2 日 ~ 昭和 26 年 4 月 1 日
70 歳	昭和 20 年 4 月 2 日 ~ 昭和 21 年 4 月 1 日
75 歳	昭和 15 年 4 月 2 日 ~ 昭和 16 年 4 月 1 日
80 歳	昭和 10 年 4 月 2 日 ~ 昭和 11 年 4 月 1 日
85 歳	昭和 5 年 4 月 2 日 ~ 昭和 6 年 4 月 1 日
90 歳	大正 14 年 4 月 2 日 ~ 大正 15 年 4 月 1 日
95 歳	大正 9 年 4 月 2 日 ~ 大正 10 年 4 月 1 日
100 歳	大正 4 年 4 月 2 日 ~ 大正 5 年 4 月 1 日

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について

- ◆このワクチンは、肺炎球菌による肺炎を予防し、または重症化を防ぎます。
- ◆全ての肺炎が予防できるわけではないため、うがい、手洗い、マスクなどの日常生活での感染予防も大切です。
- ◆このワクチンは、1 年のどの時期に接種してもよいワクチンです（肺炎は季節を問わず発症する可能性があります）。

◆対象者

今までに肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス NP）を接種したことがなく、行橋市在住で

① 左記年齢の方

②接種日に 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方（おおむね身体障害者障害程度等級 1 級の方）または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（おおむね身体障害者障害程度等級 1 級の方）。なお、上記の障害以外（例：肢体不自由等）の方は該当しません。※対象者②の方で、身体障害者障害程度等級 1 級をお持ちの方は身体障害者手帳をご持参ください。

◆自己負担金：1,800 円

※生活保護を受けている方は無料ですので、「保護受給証明書」（市役所生活支援課にて発行）を医療機関の窓口へ提出してください。

◆持参品：自己負担金 1,800 円（生活保護受給中の方は保護受給証明書）、保険証

〈注意〉

今までに肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス NP）を接種された方は対象になりません。

万が一、5 年以内に再接種をした場合、接種部位が痛む・腫れる・硬くなるなどの副反応が強くなる場合がありますので、特にご注意ください。

◆接種後の副反応について

- ・接種後 24 時間、特に接種直後の 30 分以内は健康状態の変化に注意しましょう。
- ・肺炎球菌ワクチンは、5 年以内に再接種をした場合、副反応が強くなる場合がありますので、特にご注意ください。
- ・予防接種を受けた後、予防接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、悪寒、頭痛、じんましん、高熱が出るなどしたら、保険証を持って接種した医療機関を受診してください。
- ・予防接種を受けることができない方
 - ①発熱している方（37.5℃以上の発熱）
 - ②重症かつ急性疾患にかかっている方
 - ③その他主治医または接種医が予防接種を見合わせるべきと判断した方

◆高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種指定医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号		医療機関名	所在地	電話番号
1	井手口医院	高瀬	22-2688	20	すえまつ医院	西泉	22-1132
2	いりょうファミリークリニック	神田町	31-7285	21	たかお医院	南泉	25-5880
3	上垣脳神経外科医院	高瀬	22-7557	22	高城循環器内科医院	大橋	22-0221
4	上田内科眼科医院	中央	22-2132	23	橋本医院	北泉	25-6262
5	蛭崎整形外科医院	行事	22-0887	24	はまさき循環器科	行事	22-0070
6	大原病院	宮市町	23-2345	25	ひえだ診療所	下稗田	22-9544
7	おおみや整形外科医院	西宮市	28-0038	26	ひまわりクリニック	西宮市	26-7000
8	岡部医院	泉中央	26-7011	27	ふくしま整形外科クリニック	西宮市	26-0006
9	長部医院	南大橋	22-3470	28	ふじた内科クリニック	南大橋	23-3986
10	おのクリニック	南大橋	26-7777	29	三木内科クリニック	行事	23-5506
11	鍵山医院	道場寺	22-2686	30	やまうち内科クリニック	西宮市	28-0022
12	かたおかクリニック	今井	24-8000	31	矢津内科消化器科クリニック	行事	22-2524
13	きむらクリニック	大橋	28-9555	32	山田医院	天生田	22-1195
14	くまがえ内科医院	中津熊	23-3422	33	やまみち胃腸科内科	西泉	23-2208
15	サカイダクリニック	宮市町	26-3331	34	行橋記念病院	北泉	25-2000
16	佐藤整形外科クリニック	行事	24-3313	35	行橋クリニック	西宮市	24-5677
17	しらかわ医院	北泉	26-1103	36	行橋中央病院	西宮市	26-7111
18	新田原聖母病院	東徳永	23-1006	37	渡辺クリニック	西宮市	24-2101
19	新行橋病院	道場寺	24-8899				

第 35 回 健幸つなぎ隊ゆくはし良処探訪ウォーキング ~道場寺本区を歩き、道場寺山で花見~

駅に近く、仲津校区の中心に位置する道場寺の本区を歩いて、眺望が素晴らしい大山頂上で花見をします。隊員以外の方もふるってご参加ください！

◆日時：4 月 1 日（水）

9 時 30 分～10 時受付 ※雨天中止

◆集合場所：新田原駅

◆持参品：弁当、水筒など

◆コース：新田原駅（10 時 10 分出発）

→曼陀羅寺など→北山神社→大山頂上（花見）

→宮相撲力士墓→新田原駅（解散）

健康づくり友の会

サンデーウォーキング

野に山に春の色を感じる季節になりました。朝晩はまだ冷え込みますが、陽射しは暖かです。サンデーウォーキングに参加して、朝の光を浴びてさわやかな 1 日をスタートさせませんか？

◆日時：3 月 29 日（日）9 時集合 ※雨天中止

◆集合場所：ウィズゆくはし玄関前

◆持参品：タオル、水筒など

◆コース：ウィズゆくはし周辺（6km）

ウォーキングに参加される方へ

- ・どちらのウォーキングも申込み不要です。健幸つなぎ隊隊員・健康づくり友の会会員以外の方もお気軽にご参加ください。
- ・各自歩きやすい服装でご参加ください。
- ・保険に加入していませんので、けがや事故には各自で対応をお願いします。



☆ 2月お誕生日おめでとう!! ☆



Sunちゃん広場 4月カレンダー

時間：(AM) 9時30分～12時 場所：ウイズくはし

開催日	対象年齢	内容
6日(月)	0歳～1歳6カ月	小麦粉粘土作り
10日(金)	1歳7カ月～5歳	小麦粉粘土作り
13日(月)	0歳～5歳	なかよしB 誕生会(11時～) こいのぼり製作
17日(金)	0歳～5歳	なかよしA
27日(月)	0歳～5歳	運動あそび

●6日・10日の小麦粉粘土作りには、汚れたときの着替えの服・プラスチックのボール(割れない物)・1カップの小麦粉・手拭タオル・レジャーシートなどを持参してください。

●13日に開催の誕生会では、4月の誕生者のみ市報掲載用の写真撮影をします。(希望者のみ)。なお、誕生月ではないお友達もいっしょにお祝いします。たくさんのご参加お待ちしております。

～子育て講座～ 「子どもの発達に大切な生活と遊び」 **要予約**

コミュニケーション、社会性を身につける関わり方をお子さまと遊びながら学べる講座です。

- ◆日時：4月15日(水) 10時から(9時30分から受付)
- ◆場所：ウイズくはし1階 多目的ホール
- ◆講師：作業療法士 中島 千鶴子さん
- ◆対象者：1歳～1歳4カ月までのお子さまと保護者
- ※1歳6カ月健診を受ける前までにぜひ受けて欲しい講座です。
- ◆定員：25組(定員になり次第締切り)

子育て広場に 遊びに来ませんか？

市子育て支援センター
TEL・FAX：25-5488

- ◎イベントや講座、などの開催日には、事務所を空ける時があります。特にイベント開催日は計測はできません。時間を確認してお越し下さい。
- ◎すべて、原則市内の方のみ利用できます。
- ◎予約が必要なイベントについては、お早めにご予約されることをオススメします。
- ◎駐車場に限りがあります。大きなイベントの際は、早めに来るか、公共交通機関をご利用ください。

なかよし広場 A・B (0歳～5歳)

親子でいろいろな遊具やおもちゃを使って自由に遊ぶ広場です。入退室はご自由となっています。お気軽にどうぞ。

- ◆開催日
【A】4月17日(金) 【B】4月13日(月)
- ◆時間：9時30分～15時
- ◆場所：ウイズくはし1階 多目的ホール
- ◆計測時間：9時30分～14時30分(希望者)
- ◆食事タイム：12時～13時(シート持参・ごみは各自)
- 【なかよし広場A】
相談コーナー：9時30分～11時30分(希望者)
保健師・栄養士が相談に応じます
(母子手帳を持参してください)。
- 【なかよし広場B】相談コーナーはありません。
平成27年度から、なかよし広場(B)の中で誕生会をします。時には制作もします。

4月の「0歳児の日」(市内の0歳児対象)

- ◆開設日：3日(金)、8日(水)、16日(木)、24日(金)
- ◆時間：(AM) 9時30分～12時
(PM) 13時30分～15時30分
- ◆場所：めばえルーム(ウイズくはし2階事務所内)
- ◆参加費：無料
- ※めばえルーム(ウイズくはし2階事務所内)をご利用できない日があります。
- ・0歳児の日(0歳児だけ利用できます)
- ・乳幼児健診日(月4回)
- ・なかよし広場(A)(月1回)
- ・イベント開催日(年4～5回)は午前中は使用できません
- ※上記以外の日は、相談、交流、身長、体重の計測や1歳以上のお子さまも、お気軽にご利用ください。
- ※4月から名称が「めばえの日」から「0歳児の日」に変更します。

子育て広場のご案内

きらきら星幼稚園「乳幼児親子クラブ POKAPOKA」では平成27年度の会員を募集します。説明会を4月14日(火)10時30分から、きらきら星幼稚園(行橋市矢留810番地)で行います。 ◆問合せ：TEL 23-6964

ハグルーム(育児相談) **要予約**

- ◆日時：4月17日(金)
9時30分～11時
- ◆場所：ウイズくはし
- ◆対象者：行橋市在住の赤ちゃんと保護者
- ◆内容：母乳相談、栄養相談、育児相談など
- ◆申込締切：4月10日(金)
- ※計測のみご希望の方は、子育て支援サークル「なかよし広場」をご利用ください。

ワクチンの接種について

※ご注意ください

★MR(麻しん風しん混合ワクチン)について★
MR(麻しん風しん混合)ワクチンの第2期の接種が済んでいないお子さまは、平成27年3月31日までに医療機関にて接種をしてください。

- ◆対象者：平成20年4月2日生
～平成21年4月1日生のお子さま
- ◆料金：無料 ※ただし、平成27年3月31日を過ぎると自費となります。

★水痘(みずぼうそう)ワクチンについて★
3歳から5歳未満のお子さままで接種が済んでいない方は、平成27年3月31日までに医療機関にて接種をしてください。

- ◆料金：無料 ※ただし、平成27年3月31日を過ぎると自費となります。

平成26年度
予防接種指定医療機関(13医療機関)

医療機関名	電話番号
井手口医院	22-2688
上田内科眼科医院	22-2132
鍵山医院	22-2686
しらかわ医院	26-1103
すえまつ医院	22-1132
高尾医院	22-0524
たかお医院	25-5880
高城循環器内科医院	22-0221
ひまわりクリニック	26-7000
三木内科クリニック	23-5506
矢津内科消化器科クリニック	22-2524
山田医院	22-1195
ゆげ子どもクリニック	25-8811

※各医療機関ごとに接種可能なワクチンが異なりますので、接種の前には各医療機関へお問合わせください。

子育てを頑張る 皆さんを応援します!

TEL 25-1111 (内線1183、1184)

☆ 母子保健カレンダー ☆

- 3月
 - 17日(火) 1歳6カ月児健診(H25年8月生)
 - 20日(金) ハグルーム(育児相談) ※要予約
なかよし広場
 - 24日(火) 3歳児健診(H24年2月生)
 - 4月
 - 7日(火) 4カ月児健診(H26年11月生)
 - 14日(火) 7カ月児健診(H26年8月生)
 - 17日(金) ハグルーム(育児相談) ※要予約
なかよし広場
 - 21日(火) 1歳6カ月児健診(H25年9月生)
 - 28日(火) 3歳児健診(H24年3月生)
- ※ハグルーム(発達相談)の日程については、下記をご覧ください。

ハグルーム(発達相談) **要予約**

お子さまの発達について不安や心配のある方はお気軽にご相談ください。

例えば…ことばが遅い、お友だちとうまく遊べない、落ち着きがない、思い通りにならないと激しくかんしゃくを起こすなど

- ◆4月の相談日◆
2日(木)、8日(水)、15日(水)、30日(木)
- ◆時間：9時～16時
- ◆場所：ウイズくはし2階
- ◆対象者：未就学のお子さまと保護者
- ◆申込締切：各相談日の1週間前まで
- ※お申込みの際、あらかじめ相談の内容をお伺いします。
なお、ご予約時にご希望の日にちが定員になっている場合もありますので、ご了承ください。



■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数 (10年以上15年未満)	経験年数 (15年以上20年未満)	経験年数 (20年以上25年未満)
一般行政職	行橋市	279,914円	356,405円	378,030円
	国	288,484円	337,203円	380,782円
大学卒	行橋市	234,620円	275,300円	343,337円
	国	238,170円	291,193円	329,147円

■一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事・技師		主任	係長・主査 主任主査	課長 課長補佐 主幹・主査幹	課長	部長	部長	
職員数	23人	44人	78人	77人	36人	30人	9人	0人	297人
構成比	7.7%	14.8%	26.3%	25.9%	12.1%	10.1%	3.0%	0%	100%

※職員は、従事する職務と責任の程度に応じて、給料表に定める級に格付けされることになっています。
 ※構成比は、それぞれについて端数処理をしているため、合計が100%にならない場合があります。

■職員手当の状況 職員に支給される諸手当は条例で定まっており、それ以外の手当は支給することができません。

時間外勤務手当

25年度	支給実績	職員1人当たり支給月額
	80,210千円	14,191円

※時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときに支給されるものです。

期末・勤勉手当

区分	行橋市		国	
	26年度支給割合		26年度支給割合	
支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.825月分	1.375月分	0.825月分
計	2.60月分	1.5月分	2.60月分	1.5月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

※期末・勤勉手当は、民間における賞与のことです。

特殊勤務手当

25年度	区分		全職員
	職員全体に占める 手当支給職員の割合		22.5%
	支給対象職員1人 当たり平均支給月額		5,533円
	手当の種類（手当数）		8種類
代表的 な手当 の名称	支給額の多い手当	清掃業務手当(月額5,400円)	
	多くの職員に 支給されてい る手当	救急業務従事者手当 徴収員手当 査察指導員手当	

※特殊勤務手当は、危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されるものです。

退職手当（平成26年4月1日現在）

区分	行橋市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	21.62月分	27.025月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	30.82月分	36.57月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	43.70月分	52.44月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	52.44月分	52.44月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
支給額	退職時給料×上記支 給割合+調整額		退職時給料×上記支 給割合+調整額	

扶養・住居・通勤・管理職手当（平成26年4月1日現在）

区分	内容	
扶養手当	配偶者	13,000円
	扶養親族2人まで	6,500円
	扶養親族3人以上	6,500円
	配偶者のないもので扶養1人まで	11,000円
住居手当	持家	2,000円
	借家 最高限度額	27,000円
通勤手当	交通機関利用者 全額支給 最高限度	55,000円
	2km以上5km未満	2,000円
	5km以上10km未満	4,100円
	10km以上	6,500円～24,500円
管理職手当	部長相当職	100分の15
	部次長相当職	100分の13
	課長相当職	100分の12
	課長補佐相当職 係長相当職	100分の9 100分の8



お知らせします

行橋市職員の給与

地方公務員の給与は、国および他の地方公共団体の給与を考慮して、条例で定められることになっています。

本市の職員等の給与は、議会における給与条例、予算審議等を通じて公にしていますが、市民の皆さんになお一層のご理解をいただくため、毎年1回この時期に職員の給与支給状況等を公表しています。

【問合せ】市総務課職員係 TEL 25-1111（内線1433）

■人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H26.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
25年度	人 72,698	千円 26,607,663	千円 714,352	千円 3,743,690	% 14.1	% 14.1

※普通会計とは、水道事業、国民健康保険などの特別会計を除いたところをいいます。
 ※実質収支とは、形式収支（歳入－歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額です。
 ※人件費には、特別職に支給される給料、報酬も含まれています。
 ※人件費率は、歳出総額中に占める決算上の人件費の割合を示すもので、財政運営上の一つの指標としてとらえることができます。

■職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
25年度	人 422	千円 1,429,552	千円 236,445	千円 519,326	千円 2,185,323	千円 5,179

※職員手当の中には、退職手当は含まれていません。
 ※職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

■職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	学歴	行橋市		国	
		初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
一般行政職	大学卒	180,800円	193,500円	174,200円	187,700円
	高校卒	146,500円	157,700円	142,100円	151,800円

※国家公務員は、一般行政職のほかに税務職や保健師といったそれぞれの専門職給料表を使用していますが、本市の職員（消防職員および技能労務職員を除く）は、税務職や保健師も一般行政職と同じ給料表を使用しています。

職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
行橋市	305,619円	39.0歳	275,028円	36.4歳
国	335,000円	43.5歳	287,992円	50.1歳

※一般行政職の職員とは、一般職の職員から税務職、保健師、消防職、企業職（水道事業）、福祉職、技能労務職の職員を除いたところの職員をいい、本市では、297人です。

一般行政職のラスパイレズ指数

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
行橋市	101.5	101.2	102.7	101.9	102.3

※地方公務員と国家公務員とは、それぞれの団体の職員構成が違うため、単純平均による給料水準の比較では実態を表しません。そのため、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の給料月額を100として計算した指数「ラスパイレズ指数」を用いて総合的に給料水準を比較します。

※平成24年度、平成25年度の数値は、国家公務員の時限的（2年間）な給与改定特例法による措置がないとした場合の数値です。

下水道が使用できる区域が拡大されます

公共下水道事業供用区域が広がり、新たに下水道が使用できる区域が追加されます。

供用が開始されると、宅内の排水設備工事、受益者負担金、使用料といった負担をおかけすることとなります。美しい自然と快適な生活環境を子孫に残すためにも皆さまのご理解とご協力をお願いします。

平成27年度から新たに下水道を使える区域

- ◆大橋3丁目
- ◆行事1、2、3、4、5、6丁目
- ◆中央1丁目
- ◆西宮市2丁目
- ◆東大橋2、4丁目

のそれぞれ一部

【問合せ】
市下水道課計画管理係
Tel 25・1111
(内線1271)

下水道利用には排水設備工事が必要です

「排水設備の設置は速やかに」
下水道の供用区域になるだけでは下水道は利用できません。利用するには、家庭から出される汚水を公共下水道に流しこむための排水設備が必要です。また、生活排水を道路の側溝や水路などいつまでも流しこんでいては、公衆衛生上好ましくありません。供用区域になると、できるだけ早く排水設備を設置していただくこととなります。

トイレの水洗化も必要!

下水道供用区域になると、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しなければいけません。また、下水道供用区域内では下水道に接続した水洗トイレにしないと家を新築することができません。

※排水設備の工事費用は個人の負担となります。また、排水設備工事は、市の「指定工事店」でなければ施工できません。指定工事店については市下水道課計画管理係へお問合せください。

受益者が負担する公平な制度(受益者負担金制度)

下水道が整備されると、汚水が衛生的に処理されるようになります。そして、生活環境が改善されることから、土地の利便性や利用価値が増加します。しかし、下水道施設は現在、限られた地域の人々しか利用できません。そのため、下水道の建設費のうち市費分を住民からの税金でまかなうことは、下水道を利用できない人々にまで負担をかけ、税負担の公平を欠くこととなります。

受益者負担金制度は、下水道を利用(受益)できる供用区域の人々に建設費の一部を負担していただく公平な制度です。

●新たに受益者負担金の対象となる土地

平成27年度から新たに下水道が使えるようになった区域です。毎年度当初に賦課対象区域として公示します。

●受益者負担金を納める方

下水道供用区域内にあるすべての土地の所有者が受益者となります。その土地に地上権、質権、使用貸借などの権利がある場合は、土地所有者と権利者の協議により、権利者を受益者とすることができます。

●受益者負担金の算出

1平方メートルあたり600円です。この単価に面積をかけて、負担金の額を算出します。

●受益者負担金の納入方法

1年間に4回、5年間で20回払いとなります。各年度の納期限は原則次の通りです。

- ・第1期 7月末日
- ・第2期 9月末日
- ・第3期 12月28日
- ・第4期 2月末日

※一括納付の納期限は7月末日です。

●一括納付報奨制度

受益者負担金を期限までに全額一括(5年分)または残期一括(残り1〜4年分)を納める方に報奨金が交付されます。手続き等はお問合せください。

下水道使用料は排水量に応じて決まります

下水道使用開始に伴って、流した汚水量に応じた下水道使用料を納めていただくこととなります。※水道水を使用している場合は、水道の使用量です。

基本使用料	
汚水排出量	使用料
10m ³ まで	1,620円
従量使用料	
汚水排出量	1m ³ あたり使用料
11m ³ ~20m ³	184円
21m ³ ~30m ³	205円
31m ³ ~40m ³	227円
41m ³ ~50m ³	248円
51m ³ ~	270円

■特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	
		支給月	支給割合
市長	855,000円	6月期 12月期	1.40月分
副市長	708,000円		1.50月分
議長	508,000円	計	2.90月分
副議長	446,000円		
議員	419,000円		

定員の状況

ア 部門別職員数の状況

各年4月1日現在

部門	区分	職員数			対前年増減数			
		平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	7	0	0	1
		総務	92(1)	91	90	4(0)	▲1(▲1)	▲1
		税務	28	28	28	▲2	0	0
		民生	73	69	64(1)	3(▲1)	▲4	▲5(1)
		衛生	52	56(1)	55	0(▲1)	4(1)	▲1(▲1)
		労働	0	0	0	0	0	0
		農林水産	27	28	28	▲1	1	0
		商工	8	7	8	0	▲1	1
		土木	29	31	30	▲1	2	▲1
		計	315(1)	316(1)	310(1)	3(▲2)	1(0)	▲6(0)
	教育部門	33(1)	34	48	0(▲1)	1(▲1)	14(0)	
消防部門	63(1)	64(1)	65(1)	4(0)	1(0)	1(0)		
小計	411(3)	414(2)	423(2)	7(▲3)	3(▲1)	9(0)		
公営企業等	会計部門	水道	14	15	14	0	1	▲1
		下水道	16	14(1)	14	1	▲2(1)	0(▲1)
		その他	20	21	21	▲4	1	0
		小計	50	50(1)	49	▲3	0(1)	▲1(▲1)
合計	461(3)	464(3)	472(2)	4(▲3)	3(0)	8(▲1)		

※職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)であり、臨時または非常勤を除いています。なお、()内は再任用短時間勤務職員(外数)です。

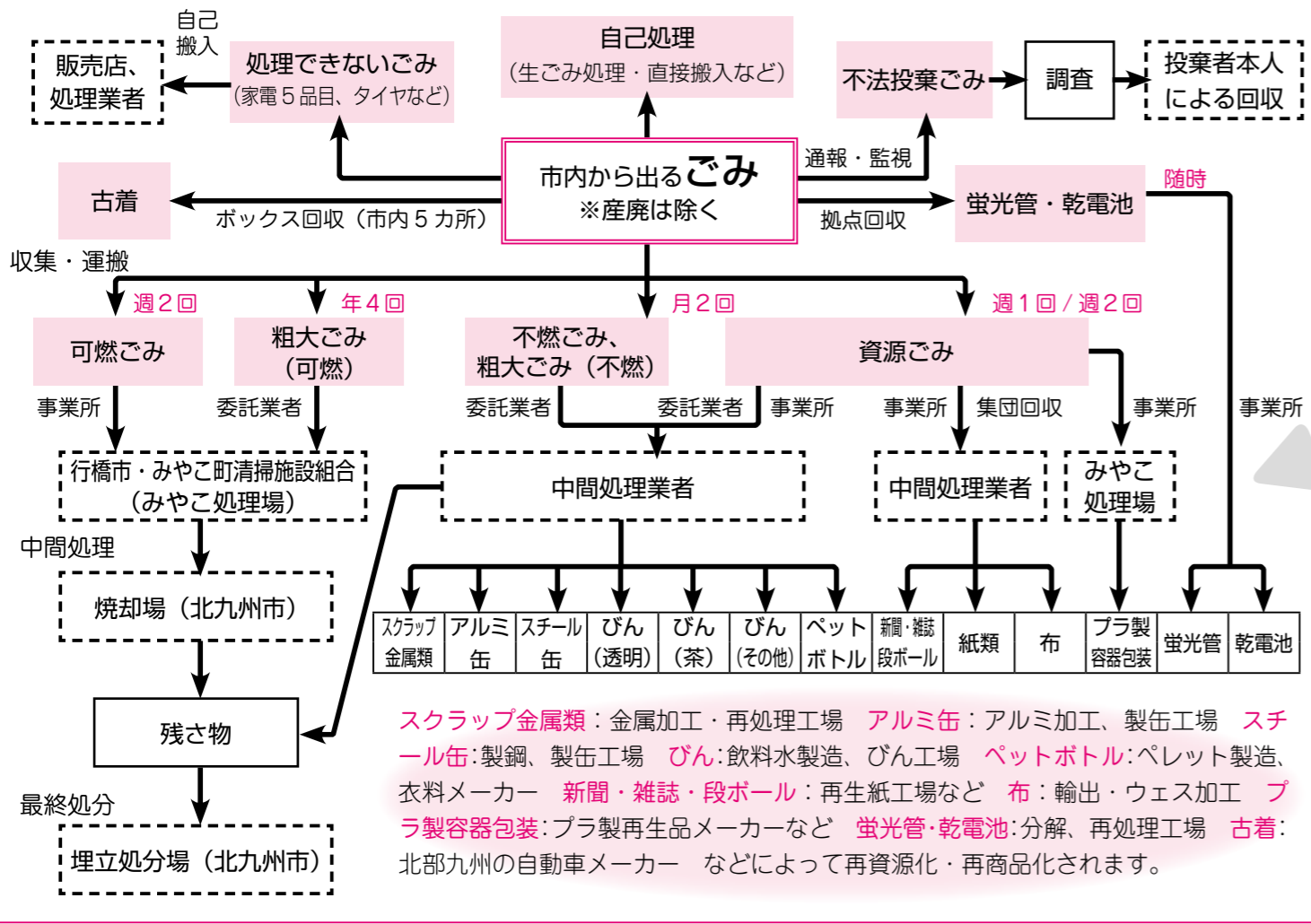
※公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業および介護保険事業に従事する職員です。

イ 平成25年~平成26年の職員数の増減状況

部門	増員数	減員数	差引	主な増減理由		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	0	1	議会改革推進による業務増に伴う増員
		総務	1	2	▲1	室長兼務による減員
		税務	0	0	0	
		民生	1	6	▲5	子育て世帯臨時特例給付金支給による業務増に伴う増員、泉保育所民間委託に伴う減員
		衛生	0	1	▲1	退職不補充
		労働	0	0	0	
		農林水産	0	0	0	
		商工	1	0	1	企業誘致業務推進に伴う増員
		土木	0	1	▲1	業務分担見直しに伴う減員
		教育部門	15	1	14	給食センターの市単独運営による配置転換に伴う増員
	消防部門	1	0	1	東九州自動車道開通に向けた体制整備による増員	
公営企業等	会計部門	水道	0	1	▲1	退職不補充
		下水道	0	0	0	
		その他	0	0	0	

行橋市のごみ事情

ごみ（一般廃棄物）のゆくえ



○ごみ収集量の推移

平成13年度市から出たごみ（産業廃棄物は除く）は3万トンを越えていたが、市民の皆様の努力により昨年度は約2万3,200トン、平成13年度の2割以上を減量することができました。改めて感謝いたします。

※下記表参照

○ごみ（一般廃棄物）のゆくえ

皆様によって分別化されたごみの中で資源ごみは、さらに細かく分けられて再資源化、再商品化されています。 ※詳細は19ページのフローチャートをご覧ください。

○有料ごみ袋制施行から12年、市民の皆様のご協力に感謝します！

平成14年7月、ごみの減量化と市民の皆様に応分の負担をお願いするため、市は「ごみ袋を有料化しました。また、容器包装リサイクル法の施行に伴うプラスチック製容器包装の分別収集を、平成18年6月から開始、そして旧焼却場の老朽化により、平成17年4月から燃えるごみを北九州市の焼却場で処分をお願いしています。

○プラスチック製容器包装の分別収集にご協力

プラスチック製容器包装とは、「プラスチック系樹脂」「ビニール」「発泡スチロール」で出来ているもので、中の商品を取り出すと不要となる容器類・包装類（商品を包んでいるもの）です。

◇プラスチック製容器包装の識別はマークです。

◇プラスチック製容器包装類は資源ごみ専用袋（黄色）で出してください。

◇分別の注意点

①レジ袋に入れたまま、資源ごみ専用袋に入れないでください。

②プラスチック製容器包装類として出せないものは、おもちゃ、プラモデル、ビデオテープ、CD、歯ブラシ、洗面器、バケツ、食器、ボールペン、定規などです。

○市が収集できないごみ

市が収集できないごみは販売店か処理業者に相談してください。産業廃棄物は、排出者の責任で処理することになっていきます。家電製品（テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン・衣類乾燥機）にはリサイクル料金がかります。

〈例〉建築廃材、ブロックや瓦、灰や土砂、タイヤ、オイル、バッテリー、ガスボンベ、消火器、ペンキ・シンナー、化学薬品、肥料・農薬、バイク（原付含む）、魚網、浴槽、オルガン、太陽熱温水器、ドラム缶、営業用看板、農業機械、農業用ビニール、テレビ、パソコン、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機など

廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）

第16条（投棄の禁止）
 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第16条の2（焼却禁止）
 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一般廃棄物処理基準、特別監理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準または特別監理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 他の法令またはそれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○今抱える大きな問題は不法投棄・不法焼却（野焼き）

廃棄物の処理および清掃に関する法律（※廃棄物処理法）では、不法投棄の禁止・不法焼却（野焼き）の禁止が明確に規定されています。不法投棄については昭和45年制定時5万円以下の罰金だったものが、平成23年の改正で5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）と厳しくなっており、野焼きについても不法投棄と同等の量刑となっています。市では不法投棄・野焼きの防止のために指導員の巡回パトロールや監視カメラによる監視を実施していますが、「少しくらいいいじゃないか」「昔から焼いている」などのクレームがよく聞かれます。しかし、ポイ捨て、野焼きは犯罪です！



不法投棄の原因

項目	件数
違反ごみ（無分別）	29件
個人・家庭の荒廃等	1件
盗難（主に自転車）	38件
自動車・家電5品目	13件
不明	3件
合計	84件

不法投棄発見件数および投棄者による撤去件数

項目	件数	投棄者による撤去
公用地（道路・公園等）	43件	4件
ごみ集積所	29件	3件
私有地	12件	1件
合計	84件	8件

※数値は平成25年度（平成25年4月～平成26年2月）のものです。

問合せ 市環境課 TEL 25-1111（内線1251）

ごみ収集量の推移

平成14年7月～ごみ袋有料化実施

単位：トン

項目	13年度			14年度			15年度			22年度			23年度			24年度			25年度			13年度対比
	燃えるごみ	燃えないごみ	資源性	燃えるごみ	燃えないごみ	資源性	燃えるごみ	燃えないごみ	資源性	燃えるごみ	燃えないごみ	資源性	燃えるごみ	燃えないごみ	資源性	燃えるごみ	燃えないごみ	資源性	燃えるごみ	燃えないごみ	資源性	
市収集運搬	19,271	3,037	1,441	16,811	1,987	1,441	15,029	3,037	1,441	12,873	1,189	959	13,065	1,146	924	13,080	1,196	836	12,921	1,154	836	0.67
個人持ち込み										780			791			831			773			-
事業系ごみ										6,217			6,264			6,394			6,158			-
委託業者等										209			209			187			215			-
持ち込み計	4,740			5,104			5,839			7,206			7,264			7,412			7,146			1.51
燃えるごみ計	24,011			21,915			20,868			20,079			20,329			20,492			20,067			0.84
13年度対比（燃えるごみ）	1.00			0.91			0.87			0.84			0.85			0.85			0.84			-
燃えないごみ	3,037			1,987			1,465			1,189			1,146			1,196			1,154			0.38
13年度対比（燃えないごみ）	1.00			0.65			0.48			0.39			0.38			0.39			0.38			-
市収集運搬	84			109			121			133			132			137			142			1.69
ペットボトル										403			380			362			372			※1.02
廃プラスチック										423			412			337			322			0.22
ダンボール他	1,446			1,108			797			959			924			836			836			0.55
計	1,530			1,217			918			1,577			1,542			1,416			1,174			0.81
資源性計	2,971			2,897			2,915			2,536			2,466			2,252			2,010			0.68
合計	30,019			26,799			25,248			23,804			23,941			23,940			23,231			0.77
13年度対比（一般廃棄物）	1.00			0.89			0.84			0.79			0.80			0.80			0.77			-

※廃プラスチックは18年度対比

～ひとりで悩まず、まずご相談を～
出張労働相談

福岡県北九州労働者支援事務所
☎ 093-592-3516

解雇・賃金未払・セクハラ等の雇用の場における問題について、ご相談をお受けし、アドバイスを専門の相談員が行います。パートやアルバイト、派遣社員の方はもちろん、事業主の方からのご相談にもお答えします。予約不要・秘密厳守・相談無料です。

■日時：4月から毎月第4月曜日
17時～20時（受付は19時まで）
■場所：行橋公民館 展示室
（行橋市西宮市 2-1-7）

技能習得資金の貸与
市地域福祉課計画管理係

☎内線 1156
福岡県では、若年者の技能習得支援を目的として、福岡県若年者専修学校等技能習得資金貸与事業を実施しています。下記の収入基準の①～④のいずれかを満たす世帯が申請できます。

■対象者：中学校・高等学校の新規卒業生または、平成26年度の高等学校中退者
■対象校：専修学校および各種学校
※対象外の学校があります。申請を希望する方は、お問合わせください。
■収入基準：①生活保護を受けている世帯②市民税が非課税の世帯③市民税が減免の世帯④世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯
■申込み：4月1日（水）～30日（木）にお申込みください。

● 催し ●
第12回菜の花まつり開催

下崎・長尾・鳥井原営農組合
☎ 25-3448
下崎・長尾・鳥井原営農組合による菜の花まつりを今年も開催します。毎年好評の手作りコロケ、菜の花ロール、つくたてのおもち等を販売します。今年は、温かいぜんざいで皆さまをおもてなしする予定です。ご来場をお待ちしています。
■日時：4月5日（日）10時～14時
※販売品が売切れ次第終了とさせていただきます。
■場所：行橋市下崎 1235
（行橋第2ふれあいの家近く）
※雨天の場合…行橋市長尾 494-2
（営農組合事務所前倉庫）

国際絵画交流作品を展示します

ボランティアグループ「權」
☎ 090-4775-1038
ニューヨーク市グレースチャーチスクールと椿市小学校の生徒達が「自慢の風景」という同じテーマで描いた絵70点を展示します。皆さまぜひ見に来てください。

■日時：3月30日（月）～4月5日（日）
■場所：コスメイト行橋1階ロビー

ヒーリングコンサート

山口芳弘
☎ 080-3944-4009
ピアノと鍵盤ハーモニカによる童謡や外国の民謡、オリジナル曲を中心としたコンサートです。癒しの音の世界に浸ってみませんか？
■日時：3月29日（日）
開場 13時30分 / 開演 14時
■場所：行橋赤レンガ館
■チケット：大人 800円
小人 500円（高校生以下）

「プレーパーク」の開催

W ハート K&M (石田)
☎ 090-5742-3870
市生涯学習課の「ジブン×チイキ活動講座」の受講生、ゆくはし冒険あそび隊が実践活動として、木登りや焼き芋、自然あそび等を行う、「プレーパーク」を開催します。参加費無料です。皆さまぜひお越しください。
■日時：4月2日（木）
10時～15時 ※雨天決行
■場所：大橋神社（中央公民館横）
■対象者：子どもから大人まで
（未就学児は保護者同伴）
■持参品：お弁当（昼食）
※事故やけがには各自で対応をお願いします。

桜スマイルフェスタ 2015

（一社）美夜古青年会議所
☎ 22-9351
■日時：4月5日（日）12時から
■場所：今川河川敷（行橋市役所横）
■内容：さまざまなステージイベント、地元グルメの出店、親子で作る竹あかり体験、ハンドメイド雑貨 IDAY SHOP、桜のライトアップ&竹あかり点灯（19時から）

● 講習・講座 ●

第28回防衛問題セミナー

西空の翼～南西地域の防空態勢～
九州防衛局企画部地方調整課地方協力確保室
☎ 092-483-8816

☎ seminar@kyushu.rdb.mod.go.jp
■日時：3月25日（水）
18時30分～20時30分（開場18時）
■場所：コスメイト行橋 文化ホール
■内容
【第1部】我が国周辺の軍事情勢と西部航空方面隊の役割
講師＝西部航空方面隊 司令官 丸茂 吉成さん（空将）

【第2部】領空侵犯措置の現状
講師＝第8航空団 飛行群司令 西野 一行さん（1等空佐）
※都合により講師が変更になる場合があります。
■定員：400人 ■入場料：無料
※当日は事前申込の方を優先的にご案内しますので、聴講希望の方は、上記に電話またはメールでお申込みください。

第七回ギャラリーレクチャー

「雪舟の足跡—九州編」
原田美恵子 ☎ 080-5255-0917
雪舟研究の第一人者、学習院大学教授の島尾新先生をお招きして九州・山口の雪舟庭と豊後の天開図画楼（アトリエ）等、その足跡についての講演会を開催いたします。
■日時：3月22日（日）14時から
■場所：原田脩記念ギャラリー稲童（行橋市稲童 3202）
■受講料：2,000円 ※お申込は上記まで

知っていますか？発達障がいのこと

市生涯学習課生涯学習係 ☎内線 1336
市生涯学習課の「ジブン×チイキ活動講座」の受講生が、実践活動として講演会を開催します。参加無料、事前申込不要。
■日時：3月26日（木）18時30分～20時
■場所：行橋市中央公民館 大会議室
■講師：九十九 真知子さん（特定非営利活動法人 くらしサポートこらほ代表）
■内容：発達障がいに関する基礎理解を深め、発達障がい者支援に実際にたずさわっている方から現場の声を聞くことで、発達障がいのある方がどのような困難を抱えているのか知るための講演会です。
※託児は、小学3年生までで、3月20日（金）までに上記へご予約ください。

● スポーツ ●

第29回行橋市 ママさんバレーボール大会

行橋市体育協会
☎☎ 25-8222
■日時：5月10日（日）
9時10分から開会式
■場所：行橋市民体育館
■参加資格：市内在住または在勤の既婚女性（未婚者も3人以内であれば参加可能だが、学生は参加不可）
■チーム編成：監督・コーチ・マネージャー各1人、選手15人以内とする。ただし、監督等は参加資格を満たせば選手を兼ねてもよい
■参加料：無料
■申込期限：4月23日（木）まで



第53回行橋市 体力づくり壮年ソフトボール大会

行橋市体育協会 ☎☎ 25-8222
■開催日：5月10日（日）
■場所：新田原グラウンド
■参加資格：満35歳（大会日基準）以上の市内在住者または在勤者
■チーム編成：校区や町内単位、またはクラブ組織等で編成したチームとします
■参加料：1チーム 3,000円
■申込期限：4月16日（木）17時まで

第30回行橋市 少年サッカー記念大会結果

2月14日（土）、15日（日）に総合公園多目的グラウンドにて開催され、17チーム228人が参加しました。
【5,6年生の部】11人制（9チーム、130人）
・優勝…犀川サッカースポーツ少年団
・準優勝…今川少年サッカークラブ
・第3位…苅田サッカースポーツ少年団
・最優秀選手賞…中山 駿（犀川サッカースポーツ少年団）
【4年生以下の部】8人制（8チーム、98人）
・優勝…今川少年サッカークラブ
・準優勝…泉サッカー少年団
・第3位…行橋サッカースポーツ少年団
・最優秀選手賞…水本 海翔（今川少年サッカークラブ）

第18回 新春バドミントン大会結果

1月18日（日）に行橋市民体育館にて開催されました。
【男子C級ダブルス】
優勝…菊池 恭典・義経 武士（行橋高）
準優勝…藪内 悠太・太田 克将（行橋高）
第3位…松本 貴行・青本 育子（STEP）
【男子D級ダブルス】
優勝…熊谷 隆哉・神崎 美穂（STEP）
準優勝…切江 照見・小倉 充史（のんきクラブ）
第3位…井上 淳一・井上 健佑（市役所）
【女子C級ダブルス】
優勝…木下 康子・宇戸 佳美（みのしま）
準優勝…橋本 みち代・鶴田 輝子（かにクラブ）
第3位…中原 こずえ・国崎 直子（みのしま）
【女子D級ダブルス】
優勝…田中 恵美・中村 遥（Legend）
準優勝…大岡 能理子・崎浜 麻乃（恵たれ団）
第3位…鶴野 美奈子・幸森 美由紀（恵たれ団）



消費生活センターニュース

**浄水器メーカーの関連会社を
名乗る管理会社にご注意**

「突然“浄水器の衛生管理を行っている”という旨の電話がかかり、自宅に設置している浄水器の関連会社からだと思いを聞いていたが、本当は全く関係のない業者だった」との相談が寄せられています。浄水器の関連業者だと思い込ませて消費者宅に訪れた後、不具合のないカートリッジの交換や浄水器の点検を行い、「錆が出ている」等の偽りの説明をして高価な浄水器を新たに契約させることが業者の目的です。業者の話を鵜呑みにせず、少しでも不審に思った場合は、周囲の人や消費生活センターにご相談ください。

【お問い合わせ先】
行橋市広域消費生活センター
行橋市西宮市 2-1-39 Tel：23-0999

下記の事例は2月末に行橋市で実際に起こったものです。振り込め詐欺は、消費者を騙して、現金を振り込ませる悪質な犯罪です。一度支払ってしまうとお金を取り戻すことは極めて困難になります。このような不審な電話があった時は、すぐに最寄の警察署や消費生活センターにご相談ください。

「振り込め詐欺」にご用心！

行橋市役所の職員を名乗る男性から、行橋市内の高齢の女性に「市役所から3万7千円の年金等の還付金があると通知があったはずですが、昨日が期限ですが、まだ間に合うので至急ATMに行ってください」と携帯電話に非通知で連絡があった。しかし女性はATMを利用したことがないので「今から市役所に行きます」と答えると、男性は「市の女性職員がATMに来て手続きを教えてあげますから」と言った。そこで、女性は行橋駅に行ったがATMが見つからず、駅構内にある観光物産コーナーの職員に尋ねた。高齢の女性の話を聞いて不審に感じた職員は、すぐ消費生活センターに連絡をいれ事なきを得た。

人の動き
 平成 27 年
 2 月末現在
 (住民基本台帳より)
 人口 72,831 人
 男 34,781 人
 女 38,050 人
 世帯 30,889
 【前月比】
 人口 10 増
 世帯 17 減

森林資源を大切に

この市報は再生紙を利用しています

ゴミの動き
 (2 月分)
 可燃ゴミ
 ● 1,328t
 不燃ゴミ
 ● 59t
 資源ゴミ
 ● 46t
 1 人当たりのゴミ
 ● 19.04kg
 【前月比】
 可燃ゴミ
 ● 231t 減
 不燃ゴミ
 ● 16t 減
 【前年同月比】
 可燃ゴミ
 ● 34t 減
 不燃ゴミ
 ● 5t 減

防災行政無線の放送内容は、
0120-88-1984 で確認できます。
 【通話料無料、携帯・PHS 通話可能】

油木ダム貯水量
 (3/9 現在)
 貯水率… **78.3%**
 現在貯水量
12,877,000t
 総貯水量
16,450,000t

今月の納期【3月】

◆ 国民年金保険料
 2 月分
 ◆ 後期高齢者医療保険料
 第 9 期
 ~ 納付は便利な口座振替で ~

行橋京都休日・夜間急患センター
 〒824-0002 行橋市東大橋 2-9-1 TEL:26-1399

歯科

■日曜・祝祭日 9 時～ 18 時 (受付は 17 時まで)

内科・小児科

■月曜～金曜日
 19 時 30 分～翌朝 6 時 (小児科は 23 時まで)
 ■土曜・祝祭日の前日
 19 時 30 分～翌朝 9 時 (内科・小児科とも)
 ■日曜・祝祭日
 昼間 9 時～ 18 時 (内科・小児科とも)
 夜間 19 時 30 分～翌朝 6 時 (小児科は 23 時まで)

各種相談・休日相談医 (3/16～4/14)

3 月

- 17 日 補聴器相談 (市役所 202 会議室、13 時～ 15 時)
- 21 日 新行橋病院 (TEL24-8899)
- 22 日 高城循環器内科医院 (TEL22-0221)
- 23 日 出張労働相談
- 24 日 交通事故相談 (市役所 505 会議室、10 時～ 15 時)
- 25 日 行政書士市民相談会 (市役所 501・502 会議室)
- 26 日 夜間窓口 (収納課・国保年金課)
- 27 日 若者向け就労支援窓口 (企業立地課)
- 29 日 フジタ皮膚科クリニック (TEL23-7176)

4 月

- 1 日 子育て女性就職相談
- 2 日 年金出張相談 (予約制)
- 5 日 上田内科眼科医院 (TEL22-2132)
村上眼科医院 (TEL25-6677)
- 7 日 補聴器相談 (市役所 202 会議室、13 時～ 15 時)
- 8 日 弁護士相談 (予約制)
- 9 日 行政相談
夜間窓口 (収納課・国保年金課)
- 10 日 若者向け就労支援窓口 (企業立地課)
- 12 日 きむらクリニック (TEL28-9555)

※休日相談医は変更になる場合があります。
 テレホンサービス TEL **24-4141** でご確認ください。

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
児童・生徒相談	月～金	8 時 30 分～ 17 時	市役所内 児童・生徒相談センター	25-0119
婦人相談	月～金	9 時～ 16 時	市役所内	25-1124
若者向け就労支援窓口	第 2・4 金曜	10 時～ 17 時	市役所 企業立地課 ※若者向け就労支援窓口は、 原則予約制です。	北九州若者サポートステーション 093-512-1871
消費生活相談	月～金	9 時～ 12 時 15 分、 13 時～ 16 時	行橋市広域消費生活センター (行橋市西宮市 2-1-39)	23-0999
障害者相談	月～金	8 時 30 分～ 17 時	市役所内 福祉事務所	25-1111/内線 1153
母子・父子・寡婦相談	月～金	8 時 30 分～ 17 時	市役所内 福祉事務所 京築保健福祉環境事務所	25-1111/内線 1182 23-2970
出張労働相談	第 4 月曜	17 時～ 20 時 (受付 19 時まで)	行橋公民館	福岡県北九州労働者支援事務所 093-592-3516
子育て女性就職相談 (予約制)	第 1 水曜	10 時～ 15 時	行橋市男女共同参画センター る～ぷる	子育て女性就職支援センター 093-571-6440
* 心配ごと相談	月～金	13 時～ 16 時	ウィズゆくはし 弁護士相談は、「心配ごと相談」の後、 市内の方のみご利用いただけます。	行橋市社会福祉協議会 23-1111 (電話での相談は 受け付けていません)
弁護士相談 (予約制)	第 2 水曜	13 時～ 16 時 30 分		
行政相談	弁護士相談日 の翌日	13 時～ 16 時		
行政書士市民相談会 (遺言・相続・成年後見等)	第 4 水曜	10 時～ 16 時	市役所内	福岡県行政書士会 092-641-2501
認知症相談	月～金	9 時～ 17 時	行橋市高齢者自立支援センター (行橋市大字道場寺 1446-25)	26-2370
市税・国保税の 納付、納税相談等	第 2・4 木曜	夜間窓口 (20 時まで)	市役所 収納課	25-9699
後期高齢者医療 保険料の納付、相談			市役所 国保年金課	25-9722
年金出張相談 (予約制)	第 1 木曜	10 時～ 12 時、 13 時～ 15 時 30 分	行橋商工会議所	小倉南年金事務所 093-471-8873

■ 3 月 1 日に「日本語教室 in ゆくはし・Kizuna」の文集発表会へ行きました。生徒さんたちは色々な国から仕事や家族のために日本に来て、日本語を勉強したいという思いから日本語教室に参加しています。教室のボランティアから優しく教えてもらい、日本語がだんだん上手になりました。1 人ずつステージに上がり、日本語で将来の夢や仕事、家族、思い出についての発表を聞き、面白くて感動しました。その後の交流会では、色々な生徒さんと話をし、多民族社会で有名なシンガポール出身の私にも、知らないことがまだまだあることを発見しました。行橋市にいる間に多様な国の方と知り合い、視野をもっと広げていきたいと思えます。
 (シエリル)

編集後記



日産自動車九州株式会社より、市内の幼稚園・保育園 (所) に「日産童話と絵本のグランプリ」の大賞作品が贈られました。

次号 (4 月 1 日号) の発行日は 4 月 1 日 (水) です。

※相談日については、いずれも祝・休日を除きます。